

## 兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

### (認定)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を受けた者の中から認定する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定申請書により知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があり、第10条に規定する講習会を受講している場合において、適格と認めた場合は、応急危険度判定士として認定し、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

### (登録)

第4条 知事は、前条第3項の規定により認定証を交付したときは、兵庫県被災建築物応急危険度判定士台帳（以下「判定士台帳」という。）に登録するとともに、兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

### (登録事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更があったときは、知事に届け出なければならない。

### (登録証の更新)

第6条 登録証の有効期間は、5年後の年度の末日までとする。

2 有効期間満了時に75歳に達しない者に関しては、有効期間が満了する2か月前までに第8条の届出がない場合は登録の意思があるものとみなし、知事は、判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付する。

3 有効期間満了時に75歳に達する者に関しては、有効期間が満了する2か月前までに兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録更新申請書（以下「登録更新申請書」という。）が提出された場合、知事は、判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付する。

4 前項に掲げる期限までに登録更新申請書を提出しなかった者その他これらに類する者から登録更新申請書が提出された場合、知事は、第3条に基づく認定要件を確認した上で、判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付する。

### (登録証の再交付)

第7条 応急危険度判定士は、登録証を紛失し又は汚損したときは、知事に登録証の再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた判定士が紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、速やかに応急危険度判定士認定辞退届を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士台帳から抹消するものとする。

(認定の取り消し等)

第9条 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合には、認定の取消を行う。

- (1) 建築士法第9条の規定に基づき免許の取り消しを受けた者
- (2) 応急危険度判定士の死亡
- (3) その他、知事が必要と認める者

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消した場合は、登録を抹消し、台帳に抹消の事由及び年月日を記載する。

- 3 応急危険度判定士が第1項各号に該当するに至った場合は、登録証を知事に返納しなければならない。

(認定講習)

第10条 第3条第1項に規定する講習は、次の各号に掲げる内容につき必要な講習を行う。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
- (4) その他

- 2 講習の実施機関は公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターとする。

- 3 知事が応急危険度判定に関し必要な知識を有すると認めた者は、第1項の講習を受講したものとみなす。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

この要綱の施行時に交付済みの登録証の有効期間は、第6条の規定にかかわらず従前のおりとする。

附則

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。